

先週、ワシントンDCで行われました閣僚協議の内容や結果の詳細は必ずしも明らかではないところでございますが、協議の終了後、先ほど委員もおっしゃられたとおり、米側は三千億ドル相当の品目に対して、一方、中国の方は六百億ドル相当の品目に対してそれぞれ追加関税を発表した大統領が、今後の交渉次第で関税を撤廃する可能性や、また、来月六月に大阪で開かれますG20サミットにおきまして米中の首脳会談を開催する意向が示されているところでございます。

協議の動向につきましては、どのように推移するかというところは本当に見通しがたいところもござりますけれども、しっかりと注視してまいりたいと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。

関連してもう一問だけお伺いしたいんですが、この問題が今後日本の国内経済にどのような影響を及ぼすのかという部分についても、やはり多くの、きょうは中小企業を対象とした法案審議ですけれども、中小企業の経営者も含めて、日本の産業の中で頑張つていらっしゃる方々というのがこの状況を大変不安の目で見てているのは事実であります。

報道ベースでは、アメリカが二五%の関税をかけた場合、今回、多くの消費者向けの製品が関税の対象にも含まれているということで、米国が、米国内の景気が影響を受ける可能性がある。それを受けて、逆に中国も、中国国内ではなく、海外に製造拠点の移転が進む可能性もあるということであります。それがめぐりめぐつて、日本国内の企業の受注量であつたり、あるいは、日本国内を流通している製品の価格に影響するということも想定をされ得る話ですので、どういった影響が今後あるのかという部分についても、現段階で見通されている部分について御答弁をいただきたいと思います。

○関副大臣 米中の協議が今後どのように推移するかのところは見通しがたいところではござい

ますが、複雑なサプライチェーンを通じました影響も含めまして、委員もおっしゃられましたところでござりますが、日本企業や日本経済への影響について、これ非常に影響はいろいろ考えられるところだとは思ふんですけども、一概に申し上げるのは困難なところでござります。

産業界への影響を把握する観点から、追加関税の発動状況、また、米国経済や中国经济の状況、日本を含む関係国間の貿易の動向、また、金融市場の動向、中国や米国に進出している日本企業の活動状況、これをしっかりと注視してまいりたいと思っております。

米中の貿易摩擦に限らず、一方、我が国の中小企業が海外展開を行うに当たりましては、我々経済産業省、先ほど委員も大変御心配してくださっておりますが、そのとおりでございまして、我々もきめ細かな情報提供は、これはやつていかないといけないと思つております。

○浅野委員 ぜひよろしくお願いしたいと思いま

す。

我々の組織の一つでありますジェトロ、このジェトロを通じました情報提供そして相談体制をしっかりと構築して、委員も御指摘のとおり、こ

れは心配なところ多々ございますから、注視をしっかりとして、そのような応援体制、構築してまいりたいと思つております。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

これまでに三千六百九十一社を選定してございまして地域未来牽引企業でございますが、これらの企業には、地域経済を牽引する事業に取り組んでいただきますとともに、自然災害等に対しまして高い事業継続力を身につけていただくことが期待されるところでございます。

そうした地域未来牽引企業には、BCP、事業継続計画でござりますけれども、これへの積極的な取組が期待されます一方で、一般に、BCPには、従業員の安否確認等の初動対応だけを定めた簡素な計画から、そうした対応に加えまして、防災・減災関連の設備投資、リスクファイナンス対策、あるいは、取引先との連携等を含めた包括的な計画までさまざまなもののが存在いたしますから、現時点におきまして、お尋ねのございましてございます。

これは中小企業の方々が全てを網羅的に取り組むといたしますか、策定に取り組まれるのだけでも大変なことですし、それに必要な知識や人材といふものも、一般的には中小企業の方々はそれを持ち合わせていない企業が多数ありますので、この部分についても十分な支援体制を充実確保していただく必要があるのかなと思いますので、あわせてちょっとと要望させていただきます。

続いての質問になりますが、今回、この持続化計画を策定、認定された企業に対しては、ある一定のインセンティブを付与するといったような法規の内容になつております。

具体的に例を挙げれば、認定を受けた企業が信用保証枠を二倍にふやすことができるですとか、補助金、補助制度の優先採択を受けることができるとか、こういうインセンティブが用意されてい

るわけであります。

私も地元の中小企業の経営者の方々に少し聞いて回ったところ、BCPを策定すること自体は、これは大事なことだと言ふんですが、ただ、BCPを策定するためには段階の投資が要るかというと、そんなに必要ないんじやないかという声もたくさんございまして、例えば、今回、異なる複数の企業同士が連携をしていざというときに代替生産や人の融通を図るということ自体は、お金をかけずに協定を結ぶだけができる話ですから、そこに大型の投資が発生するとかそういうわけでは必ずしもないという声をいただきました。

ですので、インセンティブとしてこうした今準備をしている内容が不要だというわけではないんですけれども、それだけではなくて、例えば、認定を受けた企業が、この企業はいざというときにしっかりと経営を持続する準備をしているということを見える化をして、その見える化をした結果、例えばマークをつくつたりあるいは何か公表したりして、その企業自身の社会的信頼性を上げてあげるような、そういうふうな、そういった取組も必要じやないかと思うんです。

こうした取組の現状あるいは検討状況について、ますお伺いさせていただきます。

○木村政府参考人 認定企業の見える化について

法律に基づきまして事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業は、自然災害に対しまして一定の対応力を有する者として、ある意味国のお墨つきを得た事業者でございます。大企業を含めた多治体がそうした中小企業と安定的な取引を行うきっかけを提供するという観点から、認定を受けた中小企業の見える化を進めまして、当該中小企業の持続的な発展につなげていくことは、重要な課題であるというふうに認識いたしております。

そのため、本法律案の施行後には、認定を受けました中小企業を取りまとめまして、中小企業庁のホームページで一括して公表いたしますほか、

私も地元の中小企業の経営者の方々に少し聞いて回ったところ、BCPを策定すること自体は、これは大事なことだと言ふんですが、ただ、BCPを策定するためには段階の投資が要るかというと、そんなに必要ないんじやないかという声もたくさんございまして、例えば、今回、異なる複数の企業同士が連携をしていざというときに代替生産や人の融通を図るということ自体は、お金をかけずに協定を結ぶだけができる話ですから、そこに大型の投資が発生するとかそういうわけでは必ずしもないという声をいただきました。

ですので、インセンティブとしてこうした今準備をしている内容が不要だというわけではないんですけれども、それだけではなくて、例えば、認定を受けた企業が、この企業はいざというときにしっかりと経営を持続する準備をしているということを見える化をして、その見える化をした結果、例えばマークをつくつたりあるいは何か公表したりして、その企業自身の社会的信頼性を上げてあげるような、そういうふうな、そういった取組も必要じやないかと思うんです。

こうした取組の現状あるいは検討状況について、ますお伺いさせていただきます。

○木村政府参考人 認定企業の見える化について

法律に基づきまして事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業は、自然災害に対しまして一定の対応力を有する者として、ある意味国のお墨つきを得た事業者でございます。大企業を含めた多治体がそうした中小企業と安定的な取引を行うきっかけを提供するという観点から、認定を受けた中小企業の見える化を進めまして、当該中小企業の持続的な発展につなげていくことは、重要な課題であるというふうに認識いたしております。

そのため、本法律案の施行後には、認定を受けました中小企業を取りまとめまして、中小企業庁のホームページで一括して公表いたしますほか、

認定制度のロゴマークを作成いたしまして、認定を受けた中小企業の方の会社案内あるいは名刺等で有効に御活用いただきますなど、見える化の

取組を進めてまいりたいと考えございます。

加えまして、大企業でありますとか地域金融機関、あるいは地方自治体などの関係機関に対しま

して、制度の概要を記したポスターやチラシを配布することによりまして、認定制度の内容や意義について周知、広報に努めてまいりたい、このよ

うに考えてございます。

以上でございます。

○浅野委員 ゼひそうした取組は推進していただきたいんですけども。

この件については大臣の御見解も伺いたいんで

すが、やはり、企業が努力をしてそいつた認定を受けた際に、見える化をして社会的な信頼性を

上げる制度も準備をしているということなんです

が、これまでの場合ですと、国の例えれば中小企業

庁のホームページで公表されたり、そういうこと

はされているんですけども、中小企業の方々と

いうのは、いつも中小企業庁のホームページを見

たりチエックをしたりしているわけではないんで

と思います。

○浅野委員 もうありますとうございます。ゼひ

よろしくお願ひいたします。

では、続いての質問に移らせていただきます

が、続いての質問は、今回、複数の企業が連携を

して、災害が起つたときなどに製造ラインが壊

れてしまつた場合、別の企業が代替生産を行つ

うなことをちゃんと取り決めてくださいといふう

うなことを中小企業にお願いをしている内容になつています。

これまでの制度で、被災をした企業については、製造がとまつてしまつた期間の一時的な資

金繰り支援というのは國の方で行つております

けれども、これからは、被災した企業に対して支

援を与える、代替生産をする企業というのもかか

わつてくるようになるわけで、こちらの企業につ

れて、資金繰りの支援というものをできる余地を

つくつしていくべきではないかというの、私の

きょうの課題意識であります。

資料の一をごらんをいただきたいんですけども、こちらは、セーフティネット保証四号という

制度の概要を記載してございます。

このセーフティネット保証四号というのは、い

わゆる自然災害等の突發的事由によって経営の安

定に支障を生じて中小企業者への資金支援の

制度でありますけれども、この赤い線が引かれて

いるところをごらんください。対象となる中小企

業者というのは、指定した地域において一年間以上継続して事業を行つてることというのが条件に盛り込まれています。

この指定地域というのは、その都度政府の方から指定を受ける地域になるんですが、従来の場合

ですと、被災した地域が指定地域になるわけではありません。

その地域にない、例えば代替生産をする企業にとってはその被災地域にない地域

の企業も十分に考え得るわけですから、この企業

はこの制度の対象には現状ならないことになります。

ですで、今後、リスクヘッジという観点では、できるだけ物理的、地理的に離れた場所に

いる同業者同士でアライアンスを組んで、いざとい

うときに代替生産をするということが望ましいわ

けですけれども、代替生産をした企業に対して資

金繰り支援をするような制度構成にはなつておりますので、このあたりの改善をする必要がある

のではないかというふうに思つております。

この点に関して、経済産業省の方の御見解、お伺いします。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

連携事業継続力強化計画におきまして、被災中

小企業にかわつて生産をする取組につきまして

は、例えればござりますけれども、事前の準備段

階における設備資金でありますとか、あるい

は、実際の代替生産段階における運転資金など

の資金ニーズが見込まれるところでござります。

御指摘ございましたセーフティネット保証につ

きましては、自然災害等の被害を受けた地域にお

ける売上高の減少などを要件としておりますこと

から、連携事業継続力強化計画に基づきます代替

生産の取組に必要となる資金につきましては、通

常、適用されないものと考えてございます。

一方で、本法案では、中小企業信用保険法の特

例を措置いたしまして、通常とは別枠の信用保証

枠を追加させていただくこととしております。こ

の制度を御活用いただけますれば、事前の準備段

階及び実際の代替生産段階ともに、必要な資金調

達を円滑に行っていただこうことが可能である、このように考えてございます。

また、本法案が成立いたしました場合には、連携事業継続力強化計画に基づく取組が必要となります設備資金についてでございますけれども、代替生産に係る部分を含めまして、日本政策金融公庫によります低利融資を可能とさせていただく、こういう方向で検討させていただいているところでございます。

さらに、連携事業継続力強化計画に基づきます代替生産に取り組む中小企業には、それに要する経費に係るリスクファイナンス対策につきまして、あらかじめ当事者が十分な協議、相談を行えますように、わかりやすい先行事例もお示ししたい、このように考えてございます。

中小企業庁といたしましては、関係機関との連携のことで、これらの制度を有効に御活用いただきことを通じまして、連携事業継続力強化計画に基づく代替生産に係る資金繰りをきめ細かく支援してまいりたい、このように考えてございます。以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、答弁を伺っていますと、信用保証枠の増額というのを事前準備以外に事後的な対応にも活用できる、そして、リスクファイナンスの資金の制度によって、低利融資をするような制度も設けるということだと理解しました。これまでは被災地の企業の資金繰りに集中をして施策をしてきましたけれども、これからは本当に地理的には離れていても関与する企業はふえていくことになりますので、こうした離れた企業もしっかりと相互支援の輪の中に連携し入ります。やすくなるような、要するに、代替生産をする側の企業が安心して代替生産の枠組みに入つていいただきたい。そして同時に、該当する中小企業に対しても、わかりやすくそれを説明できるようになっていますので、こうした離れた企業もしっかりと相互支援の輪の中に連携し入ります。この点について、ぜひ引き続きの検討をお願い

したいと思います。

では次の質問に移りたいと思いますが、次の質

問は、今回、国が取り決める、経営持続化計画を策定する際に中小企業が取り組むべき項目をまとめていただきました。

東日本大震災のときの例を挙げると、私の地元茨城では、ある自動車向けの機構部品をつくつておりまして、それは世界シェア六〇%程度を当時有していた製品であります。この製品の製造う

まつたということで、早急に製造ラインの機材を運び出さなければならなかつたという事態が発生をいたしました。

当然ながら、中小企業のみの力では運び出すことはできないということで、当時、親事業所がトラック等を出しまして緊急でそれを運び出したところは、どうしても単独では難しい、親事業所の協力が必要不可欠である、こうした声が多く聞かれています。

とは中小企業自体の努力でできるだけれども、発災直後、そういう少し規模の大きな応急処置といふのはどうしても単独では難しい、親事業所の協力が必要不可欠である、こうした声が多く聞かれています。

したがいまして、親事業所による発災直後の初動対応支援といったものをこの基本方針にぜひとも盛り込んでいただきたいということをきょうは要望させていただきたいと思うんですが、これについて政府としての見解をお伺いしたいと思いま

す。

○木村政府参考人 親事業者によります初動対応支援についてお答え申し上げます。

御指摘ございましたとおり、親事業者にとりま

して、取引先中小企業には重要な部品の供給者として大切な役割を担つておられる者もございます。そうした中小企業が被災し事業が中断すれ

ば、親事業者はもとよりでございますけれども、

サプライチェーン全体にも大きな影響が生ずるおそれがございます。

こうした点に加えまして、経営資源の乏しい中小企業が単独で事前の備えを進めることには一定の限界があることも踏まえますれば、サプライ

チェーンの親事業者にとって、共存共栄の関係にござります中小企業の災害への備えの強化を後押

ししていくことは極めて重要な課題である、このように認識しております。

このため、本法案及び基本方針では、サプライ

チーンの親事業者を、事業継続力強化に取り組む中小企業の外部の協力者として位置づけますとともに、中小企業が取引関係を有する大企業等の

外部の協力者と一体となつて計画策定ができるこ

とさせています。

大企業等の親事業者によります協力の事例とい

たしましては、例えば、自然災害の発災後、被災した取引先中小企業の早期復興のために人的・技術的支援を実施する等の初動対応支援に加えまし

て、取引先中小企業との生産復旧に向かた勉強会の開催等が想定されるところでございます。

なお、昨年十二月には、下請中小企業振興法に基づきます振興基準を改正して、親事業者にとつての留意事項といたしまして、天災等によつて影響を受けた下請中小企業の復興支援などを明記させていただいたところでございます。

本法案とその基準に沿つて、今後、大企業等の親事業者によります中小企業の事業継続力強化の支援の取組が拡大、充実していくということを期待したいと考えてございます。

以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

そういった今説明をいたしましたような例もぜひ基本指針の中に要素として盛り込んでいたいたい上で、やはりそういうところをちゃんと押さえなきやいけないんだという意味では、今後ガイドライン等も準備をしていく可能性もあるのかもしれません、そういう啓発活動もぜひ盛り込んでいただきたいとい

うふう思います。

では、続いての質問に移りたいと思います。

今回の法案で前提としているのは、複数の企業が連携をするというの、大変私は有効な対処法だと思います。

しかしながら、今回ちょっとと法案の中身をよく読んでみると、例えば、同じような同業者が全

国散り散りになつてているという前提であればそれができると思いますが、実は私も初めて知つたんでもできると思いますが、実は私も初めて知つたんでもできませんけれども、例えばねとかねじ部品、こうい

う基本的な工業用の部材については、日本国内の製造拠点がある程度偏りがあるという話を伺いました。

具体的にねじの例を挙げれば、東大阪地区ですとか九条の地区に国内の大半のねじ製造メーカーが集中をしていて、もし南海トラフ地震のような大きな地震が発生をして大阪周辺の地域がかなり打撃を受けた場合に、企業同士が連携をしていたとしても、その連携していた企業が根こそぎ被災をしてしまうというケースも想定しなければならないということがあります。

ちょっときょうはねじの例を挙げましたけれども、政府として特定業種あるいは特定品種の地域的な偏在についてどの程度把握をしているのか、現状について教えていただきたいと思います。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十九年工業統計調査によりますと、ねじにつきましては、中小企業を含む全国の事業所数は千二百二であります、うち上位五都道府県は、大阪府三百五十七事業所、愛知県百二十四事業所、東京都百二十一事業所、埼玉県八十八事業所、兵庫県四十五事業所となつております。

また、同様にばねにつきましては、全国の事業所数は八百十二であります、上位五都道府県は、愛知県の百十一事業所、大阪府百一事業所、東京都九十四事業所、埼玉県七十六事業所、兵庫県四十七事業所というぐらいになつております。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

今、それぞれねじの部品を例に挙げて国

内状況を御説明いただきましたけれども、ねじに關していえば、大阪で三百五十七、愛知県で百二十四、東京で百二十ということで、神奈川もありましたけれども、もし南海トラフ地震が起きた場合に、この太平洋側の一帯が、まさに今製造されていた上位五つの都道府県の周辺で地震が発生することになるわけで、やはり、このあたりのリスク管理というのもしっかりとしないかなければいけないんじやないかというふうに思います。

国内では、今から今言つていただいたような地

域以外にこうしたメーカーを設立するという話は余り現実的ではないですし、できたとしても時間がかかる話になりますので、そういうときに備えて、海外とのアライアンスというのも場合によっては必要なんじやないかというふうに感じております。

ですので、海外との代替生産あるいは何らかの形での協力、アライアンスの構築というものについて政府がどのように考へているのか、現時点のお考へを伺いたいと思います。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。
特定の地域に所在する一部の中小企業が特定の部品や製品の多くを製造しております場合、仮にそれらの中小企業が被災し事業停止に陥りますと、当該部品や製品の供給を受けるサプライチェーンに大きな影響が及ぶということも懸念されるところでございます。

とりわけ、そうした特定の部品や製品の分野では、自然災害に備えまして、あらかじめ、海外も含めてござりますけれども、遠隔地に所在する同業の中小企業との間で、一方の中小企業が被災した場合に、もう一方が代替生産を行うという相互支援の体制を構築しておくことは極めて有益である、このように考へています。

他方、経営資源の制約がござります中小企業が単独で遠隔地に所在いたします代替生産の担い手の候補者を探すことには、通常、困難が伴います。このため、今回の法案に基づきます基本方針に

おきましては、サプライチェーンの親事業者でありますとか、あるいは中小企業団体中央会等の商工団体に期待される取組といたしまして、中小企業間の代替生産に係る連携の仲介を明記させていただきたい、このように予定してございます。また、中小企業同士のマッチングに関する先行事例を紹介することによりまして、中小企業を取り巻く幅広い関係者に対しましてそうした積極的な取組を促してまいりたい、このように考へてござります。

以上でございます。

○浅野委員 ゼひよろしくお願ひします。

では統いて、この中小企業強靭化法としては最後の質問になりますけれども、最後は大臣にお伺いをいたしますが、冒頭申し上げたように、今回

B.C.P.策定率だけを見ても、現在、国内の中小企業の策定率は一六%から一七%ぐらいというふうに、まだまだ低調な状況です。

しかし、これまでの議論にありましたように、中小企業というのは紛れもなく国内経済を支える屋台骨でありますし、しっかりとこうした災害等に対する備えはしていただきなければいけないと

いうことで、より一層意識づけをしていかなければいけないと思うんですけれども、事業継続力強化に対する経営者の意識というのが今どのように現状なのか。そして、もつと動機づけをして意識を高めていくべきなのか。経産省としてのお考へを行つていくべきなのか。伺いたいと思います。

○世耕国務大臣 最近は、やはり気候変動の影響もあって、豪雨災害とか非常に多くて、そのたびに私、現場に入つて、被災した中小企業の現場を見てきているわけですけれども、その場で茫然としている経営者あるいは嘆き悲しんでいる経営者をたくさん見てきて、これを何とか事前に手を打つことができないんだろうかということをずっと考へてきたわけであります。

そういう中で、しかし一方で、中小企業における防災・減災対策の取組というのはまだまだ全

然十分ではない。民間企業が行つた調査によりま

すと、中小企業は、この事前防災について何から始めていいのかわからない、非常に複雑で、取り組むに当たつてのハードルが高い、あるいは、人手不足の中でそんなところまで手が回らないと

いったような声が上位を占めて、そしてこの防災・減災になかなか取り組めていないという状況がありました。

そうしたこと踏まえて、中小企業庁で中小企業強靭化研究会というのを立ち上げまして、中小企業の防災・減災対策の取組をどういう形で支援していくか、政策対応のあり方を検討して今回

の法案をまとめさせていただきました。

この法案を成立させていただいて施行した後に

は、計画策定に具体的に中小企業が取り組みやす

いように、B.C.P.に関する具体的な取組事例を基

本方針としてお示しをしていきたいと思います

し、サプライチェーンのトップにいる発注元の大

企業、あるいは地方自治体、金融機関、保険会社

といった、中小企業を取り巻く関係者による支援

も促していきたいと思いますし、さらに、計画認

定を受けた中小企業に対しては、補助金を選定す

るときの加点ですとか税制措置といったインセン

ティブも講じていきたいというふうに思います。

そして、全国各地でシンポジウムとか計画策定

を支援するセミナーも開催して、過去、事前防災

を行つておいてよかつたというような事例なんか

も紹介をして、経営者のやる気を喚起していきました

といふうに考えております。

○浅野委員 ゼひよろしくお願ひします。

最後に、本日の資料四をごらんいただきたいんですが、こちらは、中小企業庁の二〇一九年版中小企業白書の中にある、下請業務を行う事業者における取引先から働きかけを受けた事項というものを、アンケート調査をこれは記載してあります。

上から二つ目、災害発生時に被害状況の報告を

親事業者に、取引先にするように言われているところのは約半分あるんすけれども、本日議題と

なつた、例えばB.C.P.の策定を要請されていると

いうのは全体の一五・五%にすぎない。そして、代替生産などの協定を結ぶように促されていると

いう事業者は全体の五%程度しかいないという状況になります。

中小企業の経営者の方自身が自分の意識でこういう対策を打つというのは非常に大事なんですけれども、一つのきっかけとして、親事業者、取引先からの働きかけというの是非常に強い影響力を持つと思います。

働きかけという意味ではまだ十分にはなされていないと私は感じたんですが、こうした部分に対する対策をまとめさせていただきました。

この法案を成立させていただいて施行した後に

は、計画策定に具体的に中小企業が取り組みやす

いように、B.C.P.に関する具体的な取組事例を基

本方針としてお示しをしていきたいと思います

し、サプライチェーンのトップにいる発注元の大

企業、あるいは地方自治体、金融機関、保険会社

といった、中小企業を取り巻く関係者による支援

も促していきたいと思いますし、さらに、計画認

定を受けた中小企業に対しては、補助金を選定す

るときの加点ですとか税制措置といったインセン

ティブも講じていきたいというふうに思います。

そして、全国各地でシンポジウムとか計画策定

を支援するセミナーも開催して、過去、事前防災

を行つておいてよかつたというような事例なんか

も紹介をして、経営者のやる気を喚起していきました

といふうに考えております。

○赤羽委員長 次に、齊木武志さん。

○齊木委員 国民民主党の齊木武志です。

きょうは世耕大臣と政府参考人に、今、日本でもスマートフォンが爆発的に普及をいたしました。そのほとんどが、アップル社のiOS、そしてグーグル社のアンドロイド、この二つのOS